

西村あさひ法律事務所

インドネシア：エネルギー分野アップデート 再生可能エネルギー購入価格設定スキーム及び石炭火力発電の早期停止

アジアニューズレター

2022年9月29日号

執筆者：

E-mail☒ [吉本 祐介](#)E-mail☒ [ルーキー・ワランギ](#)¹E-mail☒ [レンディ・プラハラ・セプティアウエディ](#)¹E-mail☒ [アツザニ・タリファ](#)¹

インドネシア政府は、電力供給のための再生可能エネルギー開発の加速に関する 2022 年の大統領令第 112 号(以下「本大統領令」という。)を制定した。ビジネス界の期待を完全に満たしているわけではないが、本大統領令は、①インドネシア国有電力公社(以下「PLN」という。)が独立系発電事業者(以下「IPP」という。)より電力を購入する価格を固定するための基準として最高基準価格制度を導入すること、②既存の石炭火力発電に関連する電力購入契約(以下「PPA」という。)の早期終了をインドネシア政府に義務付けること、③エネルギー・鉱物資源省(以下「MEMR」という。)による電力購入価格承認をより柔軟に認めることなど、インドネシア政府が再生可能エネルギーの利用を真摯に促進しようとしていることを明確にしている。

1. ①電力購入価格制度

インドネシア政府は、市場から固定価格買取制度を採用するよう強い要求があったにもかかわらず、最終的には、(i)最高基準価格、または(ii)交渉価格のいずれかに基づいて、位置係数を適宜考慮の上、電力買取価格を設定することを決定した。各地域の最高基準価格の詳細については、別紙 1 及び 2 に記載している。

(1) 最高基準価格

再生可能エネルギーからの電力購入価格を設定する基準として、発電コストではなく、最高基準価格を適用することになる。MEMR は、財務省及び国営企業省と協力して、PLN が当事者である現行の PPA に基づく平均契約価格を考慮して、最高基準価格を算定する。最高基準価格は、すべての再生可能エネルギーとその拡張及び余剰電力の交渉価格の上限となる。

原則として、最高基準価格制度は、電力購入価格を設定する際の基準となるという点で、以前適用されていた発電コスト制度と類似している。ただし、最高基準価格は米ドルで設定されているが、本大統領令によれば、すべての支払いは、ジャカルタ銀行間スポットドルレート(JISDOR)に従って換算されたインドネシアルピア(IDR)で行う必要がある

最高基準価格を参考にして決定された電力購入価格は、MEMR により自動的に承認されたものとみなされるため、MEMR からの別途の承認を得る必要はない。さらに、本大統領令は、地熱発電を除き、PPA 期間中、電力購入価格の上昇はないことを確認している。

(2) 交渉価格

交渉価格は、(i)ピーク時に稼働する施設によって発電された水力、(ii)バイオ燃料、(iii)海洋発電にのみ適用されるように設定されている。

この価格設定スキームの下で、電力購入価格は、IPP と PLN の間で交渉され、合意される。最高基準価格とは異なる

¹ 提携事務所所属

り、交渉価格は MEMR の事前の承諾が必要となる。

上記の電力購入価格スキームにかかわらず、電力グリッド設備価格を固定するために異なる計算スキームが使用されることに留意する必要がある。電力グリッド設備価格は、当事者間の合意に基づき、電力購入価格の 30%(蓄電池またはその他の電力貯蔵施設を使用する太陽光発電または風力発電の場合は 60%)を上限として、決定される。上限以外の場合は、MEMR の許可が必要である。

2. 特定のプロジェクトに関する事業者選定の方法

本大統領令とこれまでの自然エネルギー事業の調達過程に関する規則との間には大きな差異はない。調達は、本大統領令に定められた一定の条件の下で、直接指名または直接選定のいずれかによって行われる。

(1) 直接指名

次の各号のいずれかに該当するときは、直接指名方式によることができる。

- 貯水池または多目的開発灌漑水路を利用した水力発電
- 地熱関連事業の許可を取得しているまたはジョイント・オペレーション契約を締結している者による地熱発電
- 海洋エネルギー及びバイオ燃料以外の再生可能エネルギーの拡張プロジェクト
- 地熱、水力、バイオマス、バイオガス発電の余剰電力

(2) 直接選定

直接選定方法は、最高基準価格に基づく最低価格入札方式を用いて行われる。なお、直接選定後、再直接選定後、対象者が 1 名しかいない場合は、直接指名方式に変更される。

3. ②石炭火力発電の状況

再生可能エネルギーの導入を促進させるため、本大統領令は、(i)インドネシア政府に対して既存の石炭火力発電の停止を促進することを義務付け、(ii)石炭火力発電の新規開発は、既存の電力供給事業計画に定められているプロジェクトのように一定の基準を満たさない限り、禁止される。

本大統領令によれば、PPA の早期終了は、財務省及び国営企業省の書面による承諾が必要となる。

4. ③電力購入価格決定に関する経過規定

本大統領令の発行に先立ち、IPP が(i)調達手続を完了し、(ii)交渉価格案を MEMR に提出していたが、交渉価格案が MEMR に承認されなかった場合、電力購入価格は、提案された購入価格が本大統領令にて設定した価格と同等またはそれ以下であれば、交渉価格案に基づいて決定される。それ以外の場合、交渉された買取価格案は、MEMR により承認されなければならない。

再生可能エネルギープロジェクトの継続的な調達は、本大統領令の規定に従うものとする。

再生可能エネルギー分野の投資家による、本大統領令の発布に対する評価は分かれている。インドネシア政府が投資家の主張と PLN の主張とのバランスを図ろうとしていることは理解できるが、効率的に実施するためには、いくつかの規定を明確にする必要があると考えられる。インドネシア政府が、再生可能エネルギー法案の制定までの間、マーケットのフィードバックにどのように対応していくかを特に注視する必要がある。

本ニュースレターについてお問い合わせがございましたら、info@wplaws.com または当事務所の弁護士までご連絡ください。

別紙 1

本大統領令に基づく再生可能エネルギー購入価格

1. 水流・落水を利用した水力発電からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10 年目	11~30 年
1.	最大 1MW	$(11.23 \times F)^*$	7.02
2.	>1MW~3MW	$(10.92 \times F)^*$	6.82
3.	>3MW~5MW	$(9.65 \times F)^*$	6.03
4.	>5MW~20MW	$(9.09 \times F)^*$	5.68
5.	>20MW~50MW	$(8.86 \times F)^*$	5.54
6.	>50MW~100MW	$(7.81 \times F)^*$	4.88
7.	>100MW	$(6.74 \times F)^*$	4.21

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクター(別紙 2 参照)を乗じて計算される。

2. 政府が所有する貯水池または多目的開発灌漑用水路を利用する水力発電からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10 年目	11~30 年
1.	最大 1MW	$(11.23 \times 0.8 \times F)^*$	7.02×0.8
2.	>1MW~3MW	$(10.92 \times 0.8 \times F)^*$	6.82×0.8
3.	>3MW~5MW	$(9.65 \times 0.8 \times F)^*$	6.03×0.8
4.	>5MW~20MW	$(9.09 \times 0.8 \times F)^*$	5.68×0.8
5.	>20MW~50MW	$(8.86 \times 0.8 \times F)^*$	5.54×0.8
6.	>50MW~100MW	$(7.81 \times 0.8 \times F)^*$	4.88×0.8
7.	>100MW	$(6.74 \times 0.8 \times F)^*$	4.21×0.8

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される

3. 水力発電拡張による電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10 年目	11~30 年
1.	最大 1MW	$(11.23 \times 0.7 \times F)^*$	7.02×0.7
2.	>1MW~3MW	$(10.92 \times 0.7 \times F)^*$	6.82×0.7
3.	>3MW~5MW	$(9.65 \times 0.7 \times F)^*$	6.03×0.7
4.	>5MW~20MW	$(9.09 \times 0.7 \times F)^*$	5.68×0.7
5.	>20MW~50MW	$(8.86 \times 0.7 \times F)^*$	5.54×0.7
6.	>50MW~100MW	$(7.81 \times 0.7 \times F)^*$	4.88×0.7
7.	>100MW	$(6.74 \times 0.7 \times F)^*$	4.21×0.7

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

4. 水力発電の余剰電力からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)
----	------	--------------------

1.	全容量	5.80 x 0.7
----	-----	------------

5. 太陽光発電からの電力購入価格(蓄電池設備等を除く。)

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 1MW	$(11.47 \times F)^*$	6.88
2.	>1MW~3MW	$(9.94 \times F)^*$	5.97
3.	>3MW~5MW	$(8.77 \times F)^*$	5.26
4.	>5MW~10MW	$(8.26 \times F)^*$	4.96
5.	>10MW~20MW	$(7.94 \times F)^*$	4.76
6.	>20MW	$(6.95 \times F)^*$	4.17

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

6. 太陽光発電増設に伴う電力購入価格(蓄電池設備等を除く。)

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 1MW	$(11.47 \times 0.8 \times F)^*$	6.88×0.8
2.	>1MW~3MW	$(9.94 \times 0.8 \times F)^*$	5.97×0.8
3.	>3MW~5MW	$(8.77 \times 0.8 \times F)^*$	5.26×0.8
4.	>5MW~10MW	$(8.26 \times 0.8 \times F)^*$	4.96×0.8
5.	>10MW~20MW	$(7.94 \times 0.8 \times F)^*$	4.76×0.8
6.	>20MW	$(6.95 \times 0.8 \times F)^*$	4.17×0.8

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

7. 事業地が国から供給される太陽光発電(蓄電池設備等の電力貯蔵施設を除く。)からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 1MW	$(11.47 \times 0.95 \times F)^*$	6.88×0.95
2.	>1MW~3MW	$(9.94 \times 0.95 \times F)^*$	5.97×0.95
3.	>3MW~5MW	$(8.77 \times 0.95 \times F)^*$	5.26×0.95
4.	>5MW~10MW	$(8.26 \times 0.95 \times F)^*$	4.96×0.95
5.	>10MW~20MW	$(7.94 \times 0.95 \times F)^*$	4.76×0.95
6.	>20MW	$(6.95 \times 0.95 \times F)^*$	4.17×0.95

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

8. 風力発電からの電力購入価格(蓄電池設備等を除く。)

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 5MW	$(11.22 \times F)^*$	6.73
2.	>5MW~20MW	$(10.26 \times F)^*$	6.15

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
3.	>20MW	$(9.54 \times F)^*$	5.73

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

9. 風力発電設備増強に伴う電力購入価格(蓄電池設備等の電力貯蔵設備を除く。)

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 5MW	$(11.22 \times 0.7 \times F)^*$	6.73×0.7
2.	>5MW~20MW	$(10.26 \times 0.7 \times F)^*$	6.15×0.7
3.	>20MW	$(9.54 \times 0.7 \times F)^*$	5.73×0.7

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

10. バイオマス発電からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~25年
1.	最大 1MW	$(11.55 \times F)^*$	9.24
2.	>1MW~3MW	$(10.73 \times F)^*$	8.59
3.	>3MW~5MW	$(10.20 \times F)^*$	8.16
4.	>5MW~10MW	$(9.86 \times F)^*$	7.89
5.	>10MW	$(9.29 \times F)^*$	7.43

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

11. バイオマス発電拡大による電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~25年
1.	最大 1MW	$(11.55 \times 0.8 \times F)^*$	9.24×0.8
2.	>1MW~3MW	$(10.73 \times 0.8 \times F)^*$	8.59×0.8
3.	>3MW~5MW	$(10.20 \times 0.8 \times F)^*$	8.16×0.8
4.	>5MW~10MW	$(9.86 \times 0.8 \times F)^*$	7.89×0.8
5.	>10MW	$(9.29 \times 0.8 \times F)^*$	7.43×0.8

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

12. バイオガス発電からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~20年
1.	最大 1MW	$(10.18 \times F)^*$	6.11
2.	>1MW~3MW	$(9.81 \times F)^*$	5.89
3.	>3MW~5MW	$(8.99 \times F)^*$	5.39

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~20年
4.	>5MW~10MW	$(8.51 \times F)^*$	5.10
5.	>10MW	$(7.44 \times F)^*$	4.46

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

13. バイオガス発電拡大による電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~20年
1.	最大 1MW	$(10.18 \times 0.8 \times F)^*$	6.11×0.8
2.	>1MW~3MW	$(9.81 \times 0.8 \times F)^*$	5.89×0.8
3.	>3MW~5MW	$(8.99 \times 0.8 \times F)^*$	5.39×0.8
4.	>5MW~10MW	$(8.51 \times 0.8 \times F)^*$	5.10×0.8
5.	>10MW	$(7.44 \times 0.8 \times F)^*$	4.46×0.8

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

14. バイオマス発電・バイオガス発電の余剰電力からの電力購入価格

No	PLTの種類	最高ベンチマーク価格(米ドルセント/kWh)
1.	PLTBm	9.29
2.	PLTB	7.44

15. 事業者が全面的に建設した地熱発電、及び、中央政府または地方政府が全部または一部を建設した地熱発電(無償資金協力を含む。)からの電気の購入価格

a. 電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 10MW	$(9.76 \times F)^*$	8.30
2.	>10MW~50MW	$(9.41 \times F)^*$	8.00
3.	>50MW~100MW	$(8.64 \times F)^*$	7.35
4.	>100MW	$(7.65 \times F)^*$	6.50

備考:

* 最高基準価格は、価格に F ファクターを乗じて計算される。

b. 電気に相当する地熱蒸気の購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)	
		1~10年目	11~30年
1.	最大 10MW	$(6.60 \times F)^*$	5.60
2.	>10MW~50MW	$(6.25 \times F)^*$	5.31
3.	>50MW~100MW	$(5.48 \times F)^*$	4.65
4.	>100MW	$(4.48 \times F)^*$	3.81

備考:

* 最高基準価格は、価格にFファクターを乗じて計算される。

16. 中央政府または地方政府が全面的に建設した太陽光、水力、風力、バイオマス、バイオガス発電(無償資金協力を含む。)からの電力購入価格

No	発電能力	最高基準価格(米ドルセント/kWh)
1.	水力	3.76
2.	太陽光	5.63
3.	風	5.63
4.	バイオマス	9.29
5.	バイオガス	7.44

別紙2
位置係数(F)の数

No	地域	全能力
1.	Java, Madura, Bali	1.00
	- 島嶼部	1.10
2.	Sumatra	1.10
	- Riau Islands	1.20
	- Mentawai	1.20
	- Bangka Belitung	1.10
	- 島嶼部	1.15
3.	Kalimantan	1.10
	- 島嶼部	1.15
4.	Sulawesi	1.10
	島嶼部	1.15
5.	Nusa Tenggara	1.20
	- 島嶼部	1.25
6.	North Maluku	1.25
	- 島嶼部	1.30
7.	Maluku	1.25
	- 島嶼部	1.30
8.	West Papua	1.50
9.	Papua	1.50

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 